

令和3年度における研修実施について

1. 考え方

- 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数の集合研修が中止されたことを踏まえ、登録時研修の一部及びフォローアップ研修をリモート研修方式により実施した。
- 令和3年度については、下記の観点から、リモート研修を拡充する。
 - ① 行政サービス等のデジタル化が求められていること。
 - ② 第4期とりまとめにおいて「遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備」が求められているところ、昨年度のリモート研修実施による効果が一定程度見られたこと。
 - ③ 引き続き新型コロナウイルス感染症への対策が求められる中で、受講機会の確保が求められること。
 - ④ 研修の受講に係る利便性の向上により、新規登録者の安定的確保及び未受講者の受講促進に資すること。

2. 登録時研修

(1) 研修実施スケジュール

令和3年

6月～7月 集合研修（東京・大阪・福岡において各1回）

9月～11月 集合研修（東京・名古屋・神戸において各1回）

令和4年

1月～3月 リモート研修

※ 個別研修は通年実施

(2) リモート研修について

① 受講可能人数

1月あたりの上限については、当面、最大30人程度とし、必要に応じて上限人数を変更する。

②受講確認

動画配信サービスに搭載された顔認証機能を利用して、監査人本人による受講を確認する。

③アンケートの実施

動画配信サービス上で、受講者アンケートを実施する。

<アンケート項目>

集合研修及び個別研修において実施している項目に、リモート研修に関する設問として、以下の項目を追加する。

- ・ 受講手段
- ・ 受講場所
- ・ 研修内容の理解度
- ・ システムの操作性等
- ・ フォローアップ研修の受講希望

(3) 研修の流れ

- 受講希望者は受講希望日の10日前までに、研修事前申込書を委員会に提出
- 委員会は、研修事前申込書の記載内容を確認し、受講者に対して受講に必要な情報（ID、パスワード、受講日時等）をメールにより通知
- 上記の通知を受けた者は、研修手数料6千円分の収入印紙を貼付した政治資金監査研修申込書に必要な事項を記入し、上記メールに記載の期日までに委員会に提出
- 受講者は指定された受講日に動画配信サービスに自らアクセスの上、自宅のパソコン等で研修動画を視聴
- 受講者は、すべての研修動画の視聴後、アンケートに回答し（任意）、動画視聴が終了した旨を委員会へ連絡
- 委員会は、すべての研修動画が視聴されていること及び受講者本人による有効な視聴であったことを確認できた場合に、受講者に対し政治資金監査研修修了証書を交付

3. フォローアップ研修

(1) 研修実施スケジュール

令和3年12月～令和4年3月 リモート研修

※ 必要に応じて、年度末に集合研修を実施する。

(2) 受講可能人数

上記(1)の研修期間を通じた上限については、例年のフォローアップ研修の受講者数や昨年度のリモート研修の実績等を踏まえ、最大1,000人程度、1月あたりの上限については、最大500人程度とする。

(3) 受講確認・研修動画の構成・アンケートの実施・研修の流れ

基本的には、昨年度と同様に商用の動画配信サービスを利用して実施する。